

神戸市教職員組合との交渉議事録

1. 日 時：令和5年11月21日（火）14：30～14：45
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出席者：（市） 教職員課長、労務制度担当係長、他1名
（組合） 副執行委員長2名、書記長
4. 議 題：災害待機手当の改正及び定年引上げに伴う臨時的任用職員の段階的な処遇改善について

5. 発言内容：

（市） 皆様方におかれましては、平素から本市の教育振興に、日々ご尽力、ご協力いただいていることに対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日は、「災害待機手当の改正」及び「定年引上げに伴う臨時的任用職員の段階的な処遇改善」について、お示しさせていただきます。

まず、お手元にお配りしております「災害待機手当改正（案）について」をご覧ください。

それでは、ご説明いたします。

「1. 概要」についてですが、前回の改正から今年度までの給与改定率を勘案し、災害待機手当の増額を行うことといたします。

「2. 内容」についてですが、改正後の金額といたしましては、1時間～3時間の区分については2,800円、3時間～5時間の区分については4,350円、5時間～7時間の区分については5,900円、7時間以上の区分については6,600円といたします。

「3. 実施時期」につきましては、令和6年1月1日といたします。

続きまして、昨年度1月31日の団体交渉において要求を頂いておりました「定年引上げに伴う臨時的任用職員の段階的な処遇改善」について、お示しいたします。

お手元の「定年引上げに伴う臨時的任用職員の段階的な処遇改善（案）について」をご覧ください。

それでは、ご説明いたします。

「1. 概要」についてですが、令和2年度より再任用職員との均衡を考慮した処遇となっている60歳を超える臨時的任用職員について、定年引上げに伴い、再任用職員ではなく、給料月額が7割措置された60歳を超える正規職員との均衡を考慮した処遇とするため、段階的に処遇改善を実施いたします。

「2. 実施内容」につきましては、期末勤勉手当、扶養手当、住居手当を正規職員と同様に支給することといたします。

「3. 実施時期」につきましては、正規職員の定年年齢の引き上げと同様に、2年に1歳ずつ65歳まで段階的に引き上げることといたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

- (組) ありがとうございます。まず、「災害待機手当改正(案)」につきましては、今ご説明いただいた内容について、理解できました。持ち帰りまして、執行委員会で検討し、改めて回答させていただきます。ただ、災害待機そのものに関しましては、課題があると思いますので、総務課とも今後協議する予定となっております。その際には教職員課にも情報共有しながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。
- (組) 次に、「定年引上げに伴う臨時的任用職員の段階的な処遇改善(案)」についても、内容は理解いたしました。そのうえで、2点質問させていただきます。
- 1点目です。今回の提案では示されておりませんが、定年引上げが完成された際には、66歳以上も一気に改善されるということでしょうか。
- (市) 定年引き上げの完成は約10年先のことであり、現時点でその時点で66歳以上の処遇を合わせて改善するかどうかを判断することは困難であるため、今後の協議事項とさせていただきたいと考えています。
- (組) 2点目です。60歳超えの臨時的任用教職員の人数について教えてください。
- (市) 令和5年11月1日時点で、教育職(5)給料表適用の職員が88人、行政職給料表の適用者が5人です。なお、来年度の処遇改善の対象である今年度60歳となる職員は、教育職(5)給料表適用の職員が13人、行政職給料表適用者が2人となっております。
- (組) それでは、内容については、持ち帰り協議させていただきます。よろしく願いいたします。